

ID: 1575

担当部署: 保健福祉課

処分の概要	受給資格及び手当額の認定（住所変更後の認定を含む。）		
法令名 根拠条項	平成22年度における子ども手当の支給に関する法律 第6条		
法令番号	平成22年法律第19号		
<p>【基準】</p> <p>法第4条及び第6条の規定による。 (支給要件)</p> <p>第4条 子ども手当は、次の各号のいずれかに該当する者が日本国内に住所を有するときに支給する。</p> <p>(1) 子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母</p> <p>(2) 父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない子どもを監護し、かつ、その生計を維持する者</p> <p>(3) 子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であって、父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない子どもを監護し、かつ、その生計を維持するもの</p> <p>2 前項第1号又は第3号の場合において、父及び母が共に当該父及び母の子である子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該子どもは、当該父又は母のうちいずれか当該子どもの生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。</p> <p>(認定)</p> <p>第6条 受給資格者は、子ども手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び子ども手当の額について、住所地の市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の認定を受けなければならない。</p> <p>2 前項の認定を受けた者が、他の市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域内に住所を変更した場合において、その変更後の期間に係る子ども手当の支給を受けようとするときも、同項と同様とする。</p>			
標準処理期間	2日		
備考	〔支給〕法第7条第4項に規定する支払期月（6月、10月、2月）の10日とする。その日が日曜日等に当たるときは、その日以後において、その日に最も近い日曜日等でない日		
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日